

平成21年6月12日

各位

会社名 日本鑄造株式会社
(コード番号 5609)

代表者名 代表取締役社長 菅昌 徹朗

問合せ先 取締役人事総務部長 矢嶋 光寛

(TEL 044-322-3751)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月12日開催の第87回定時株主総会において、「定款一部変更の件」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月12日

定款変更の効力発生日 平成21年6月12日

以上

変更前	変更後
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (第7条削除による条数繰上げ。以下第8条～第44条まで同様)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>②(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="151 264 481 293">第 12 条～第 45 条（条文省略）</p> <p data-bbox="151 409 225 439">（新設）</p>	<p data-bbox="813 264 1134 293">第 11 条～第 44 条（現行通り）</p> <p data-bbox="813 409 898 439"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="813 456 1444 629">第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="813 647 1444 725">第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>